

大石田町

教育、学術及び文化の振興に関する
施策の大綱
(案)

令和8年3月
大石田町

I 策定の根拠と趣旨

- この「大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、大石田町総合教育会議での協議を経て、町長が策定したものです。
- 「大綱」では、本町の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を定めます。
- 参考として、基本的な方針に基づき推進していく施策の展開方法（主要施策）を示します。

II 大綱の期間

- 令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

III 策定にあたっての考え方

- 「第7次大石田町総合振興計画」における、将来像実現のための新たな町づくりの基本目標をもとに、教育、学術及び文化等に関する施策を、その後の社会情勢の変化に対応する視点も追加して、6つの「基本的な方針」及び「主要施策と展開方向」として取りまとめました。

第7次大石田町総合振興計画 基本目標5(教育分野)

「豊かな心を育む教育・文化のまちづくり」

【基本的な方針】

1 地域とともにある学校づくりの推進

- ◆ 各学校に設置された学校運営協議会（コミュニティ・スクール）及び全小中学校をまとめた大石田学園運営委員会と地域学校協働本部の組織を効果的に連動させ、学校・家庭・地域が一体となって子どもの成長を支え合う活動を展開します。
- ◆ 地域共生・地域貢献を念頭におき、誇りと絆と向上心を育むために、可能性を引き出し、良さを伸ばし、心に灯をつける「引・伸・灯」の教育を推進します。

2 学校教育の充実

- ◆ 子どもたちが、未来を切り開き、生き抜いていく力（学力・人間力・社会力）を身につけることができるよう、社会の変化に対応する総合的な教育環境整備を推進します。
- ◆ 児童生徒の多様なニーズに応え、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、小中学校の一貫した教育体系の整備充実を図り、活力ある学校づくりを進めます。

3 生涯学習体制の充実

- ◆ 子どもから高齢者まで、町民一人一人が生涯にわたって心豊かに充実した生活を営むことができるよう、誰もが学べる生涯学習環境を整備します。
- ◆ 町民の自発的な学習活動を引き出し、支援することを通して学び続ける風土を育て、人づくりや活力あるまちづくりを目指します。

4 文化芸術・スポーツの振興

- ◆ 町民に安らぎと喜びを与える文化芸術及び元気と感動を与えるスポーツについて二
ーズを把握し、既存施設の有効活用や各種団体への支援を通して、活性化を図ります。
- ◆ 町民の主体的な活動を促進するとともに、団体の育成・指導者の育成に力を入れ、持
続可能な組織体制を作ります。

5 青少年の健全育成の推進

- ◆ 青少年が心身ともに健康でたくましく成長できるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となった町ぐるみの支援体制を確立し、健全な社会環境づくりに向けた活動を推進します。
- ◆ 家庭や地域の教育力の向上、青少年の体験活動や交流活動の充実、ボランティア活動への参加促進、青少年育成団体や指導者の育成・支援に努めます。

6 国内外との交流活動の推進

- ◆ 町の豊かな自然や貴重な歴史・文化、農業資源等を生かし、国内における他地域との交流を促進し、地域の活性化に努めます。
- ◆ 今後さらに進展していく国際化に対応するために、グローバルな感覚を養う交流活動を積極的に推進し、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

【基本的な方針と主要施策の展開方向】

1 地域とともにある学校づくりの推進

- ◆ 各学校に設置された学校運営協議会（コミュニティ・スクール）及び全小中学校をまとめた大石田学園運営委員会と地域学校協働本部の組織を効果的に連動させ、学校・家庭・地域が一体となって子どもの成長を支え合う活動を展開します。
- ◆ 地域共生・地域貢献を念頭におき、誇りと絆と向上心を育むために、可能性を引き出し、良さを伸ばし、心に灯をつける「引・伸・灯」の教育を推進します。

《施策の展開方向》

(1) 地域学校協働活動の積極的推進

- 学校経営に対する地域住民や各種企業・団体等の参画を組織的に進めることにより、未来を担う子どもたちの成長を支え合う地域学校協働活動の取り組みを推進します。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的推進により、新たな価値を生み出す社会に開かれた教育活動を推進し、多様で良質な学びの機会を保障します。
- 行政を含めた教育・福祉・保健等関係機関の連携をもとにして、家庭教育に関するきめ細かな支援と相談機能の充実を図ります。

(2) 「引・伸・灯」教育の推進

- 「可能性を引き出し、良さを伸ばし、心に灯をつける」という視点を常に意識して、子どもからお年寄りまで、あらゆる年代に応じた教育活動を展開し、一人一人を大切にする教育活動を推進します。特に「自己決定・自己選択」する場面を意識的につくることで、学習者の「当事者意識」を醸成し、学ぶ意欲を引き出します。
- 地域共生・地域貢献を念頭におき、「誇り（ふるさとを愛し、地域の文化や伝統を大切にする）」と「絆（学校・家庭・地域のふれあいと交流で活力に満ちる）」と「向上心（学ぶ楽しさやよさを実感し、いきいきと学びに向かう）」を育む教育を推進します。

(3) 開かれた信頼される学校づくり

- 学校施設の地域への開放をはじめ、児童生徒や教職員の地域社会との交流、家庭や地域の声を反映した学校運営の推進を通して、開かれた信頼される学校づくりを進めます。
- 学校と地域の双方向の発信を通した連携協働により、地域の特性を生かした魅力ある学校づくり、生きがいのある元気な地域づくりを進めます。
- 小学校の統合と小中一貫校の開校を契機に、地域住民のマンパワーを積極的に学校運営に取り入れ、「みんなで創る学校」を目指していきます。

2 学校教育の充実

- ◆ 子どもたちが、未来を切り開き、生き抜いていく力（学力・人間力・社会力）を身につけることができるよう、社会の変化に対応する総合的な教育環境整備を推進します。
- ◆ 児童生徒の多様なニーズに応え、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、小中学校の一貫した教育体系の整備充実を図り、活力ある学校づくりを進めます。

《施策の展開方向》

（1）生き抜く力の育成を重視した教育内容の充実

- 学力（まなぶ力）の向上を支える基礎的な知識と技能及び思考力・判断力・表現力を育成するため、探究型学習を促進するとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指した授業づくりを進めます。
- 人間力（やりぬく力）の土台となる、考え方・姿勢、困難を乗り越えようとする強い意志、健やかな体力を育成するため、学習方法の工夫、特別活動や学校行事への主体的な参画の促進、体力・運動能力の向上及び健康教育の充実に努めます。
- 社会力（つながる力）の育成に向け、人との関わりや体験活動を重視し、道徳教育や人権教育、福祉教育等の充実を図り、規範意識及び人間関係を構築する力を高めます。

（2）社会の変化に対応する教育の推進

- 情報活用能力（ＩＣＴ）や外国語能力（国際化）を伸ばす教育環境を整備・活用し、未来を切り開く力の基礎作りを行います。
- 専門性の高い高等学校・大学の教育力や、各種分野における一流講師の積極的な活用、地域をけん引する人々からの学びなど、「本物に触れ、憧れを持つ機会」を通して、キャリア学習の充実と学びが好きになる学校づくりを推進します。

（3）小中一貫教育の推進に向けた教育内容の工夫と統合への準備

- 教育環境の充実を図るため、令和9年の統合小学校の開校を契機に大石田中学校との施設併設型の小中一貫校とし、小中9年間の子どもの育ちを支える小中一貫教育を一層推進します。
- 小学校の統合及び小中学校の円滑な接続を図るため、3つの小学校の同学年同士が一緒に学ぶ機会や小中学校合同での教育活動を引き続き実施していきます。また、それらの教育活動を核として、学校統合後の新教育課程編成と更新を進めています。

（4）多様なニーズに対応した教育機会の提供

- 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の実情を考慮し、学校における特別支援教育の充実を図るとともに、個に応じた適切な就学相談・指導に努めます。
- いじめや不登校などの心の問題に対し、心の教室相談員を中学校に配置して、小学校も含めた形で相談・指導の充実を図ります。
- 学力向上支援員や特別支援教育補助員の手厚い配置と、適応教室（なないろスコラ）の設置を通して、不適応児童生徒への支援・指導の充実を図っていきます。
- 経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援・援助を展開します。

(5) 安全対策・通学対策の推進

- 施設・設備の定期的な安全点検を通して各学校との連携を強化し、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにします。
- スクールガードリーダーの配置や関係団体による見守り活動の促進等により、登下校の児童生徒の安全対策の強化を図ります。
- 最上川中流上流緊急治水対策プロジェクトに伴う通学路の変更や安全確保に対処し、遠隔地の児童生徒が安全・安心に通学できるよう、スクールバスの運行の維持・充実を図ります。また、クマ出没等の獣害被害を防止するため、出没情報が頻発した際には行政・学校・地域が一体となって安全の確保を図ります。

(6) 学校給食の充実

- 学校給食センターの適正な管理・運営を図るとともに、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めます。
- 安全・安心な米飯を学校給食に提供するため、山形連携中枢都市圏連携事業における広域炊飯施設との連携を進めます。
- 国の施策と合わせて、引き続き給食費の完全無償化を継続していきます。

3 生涯学習体制の充実

- ◆ 子どもから高齢者まで、町民一人一人が生涯にわたって心豊かに充実した生活を営むことができるよう、誰もが学べる生涯学習環境を整備します。
- ◆ 町民の自発的な学習活動を引き出し、支援することを通して学び続ける風土を育て、人づくりや活力あるまちづくりを目指します。

《施策の展開方向》

(1) 生涯学習施設「町民交流センター（虹のプラザ）」の積極的活用

- 生涯学習推進と町民交流の拠点となる虹のプラザについて、誰もが使いやすく学びやすい環境づくりと心の拠り所となる居場所づくりに努め、積極的な利用の促進に努めます。
- 地域課題の解決に向けた学習の機会及び実践の場を提供し、活力あるコミュニティの形成を支援します。

(2) 生涯学習情報の提供と図書館の充実

- 子どもから高齢者まで、幅広い年代の多様な学習活動を支援するとともに、利用者のニーズや社会情勢に沿った学習情報の提供に努めます。
- 利用しやすい図書館づくりを進めるとともに、幅広い世代の交流機会の拡大を目指し適時性を伴った魅力ある企画展示やイベントを充実させます。
- 学校統合を契機に小中学校図書館との連携を一層促進し、読育の充実を図ります。

(3) 生涯学習事業の推進

- 常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、幼児・児童・生徒・青少年・成人・高齢者の各世代に応じた生涯学習事業を企画・推進します。
- 公民館分館においては、中央公民館との連携を密にしながら、各分館の実情やニーズに合わせて、地域住民との協働による生涯学習活動の充実を図ります。
- 事業推進にあたっては、町ホームページや広報紙、各種関連施設への掲示等、多様な情報提供の場を活用し、町民への周知と参加意欲の向上を図ります。

(4) 各種団体等の活動支援と指導者の育成

- 各種の社会教育団体、学習団体及びグループの育成・発展に努め、自発的な学習活動を引き出し支援することによって、学び続ける風土を育てます。
- 様々な分野における生涯学習の指導者やボランティア等の育成・確保に努め、町民のニーズに応える学習団体が継続・発展するように努めます。

(5) 学習成果の活用

- 町民の学習活動を支援し、その成果を発表する場及び活用する場を確保することにより、学び続けることの意欲を高めます。
- 町民の学習の成果を共有することにより生涯学習社会を実現し、人づくり及び町づくりに役立てます。

4 文化芸術・スポーツの振興

- ◆ 町民に安らぎと喜びを与える文化芸術及び元気と感動を与えるスポーツについてニーズを把握し、既存施設の有効活用や各種団体への支援を通して、活性化を図ります。
- ◆ 町民の主体的な活動を促進するとともに、団体の育成・指導者の育成に力を入れ、持続可能な組織体制を作ります。

《施策の展開方向》

(1) 心豊かな地域文化の形成と芸術の振興

- 地域の歴史・文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、町民主体の芸術文化活動を一層推進します。
- 文化や芸術を振興するための指導者やボランティアの育成・確保、より質の高い芸術に触れる機会の充実を通して「町民一人1芸術文化活動」を促進し、活性化を図ります。
- 歴史民俗資料館の整備・運営の充実を図り、啓発活動や講座、展示、情報発信を通して町内外の人々の意識の向上に努めます。
- 指定文化財の適正な保存・保護に努めます。

(2) 元気と感動を与えるスポーツの普及推進

- すべての町民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行えるよう町民ニーズの把握に努め、誰もが参加できるスポーツ活動の場の提供と充実を図ります。
- ライフスタイルにあったスポーツ・レクリエーションのあり方、スポーツの必要性・重要性に関する啓発活動等を通して「町民一人1スポーツ」を普及推進していきます。
- スポーツ協会をはじめ、各種スポーツ団体の育成・支援に努めるとともに、地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保に努め、スポーツ活動の活性化を促進します。
- 各種競技団体との連携を通して競技スポーツの強化を図るとともに、東北・全国・世界大会に出場する選手への支援や顕彰を行い、優秀な選手の育成に努めます。

(3) 主体的な活動を促進する組織体制の確立

- 芸術文化を愛する各種団体等が生きがいを持って主体的に活動できるよう、町芸術文化協会の組織の活性化に向けた支援に努めてまいります。また、各学習団体が児童生徒の放課後の居場所づくりとして機能するように橋渡しすることで、学習団体の後継者づくりを進めています。
- 「いつでも・どこでも・だれでも」、スポーツ活動を通した仲間づくり・体力づくりができるよう、「大石田スポーツクラブ」の組織体制の強化と活動の活性化を図ります。
- 中学校の部活動を地域展開することで、放課後活動の選択肢を広げ、将来にわたり子どもたちがスポーツや芸術文化活動に継続して親しむことのできる機会を確保していきます。

5 青少年の健全育成の推進

- ◆ 青少年が心身ともに健康でたくましく成長できるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となった町ぐるみの支援体制を確立し、健全な社会環境づくりに向けた活動を推進します。
- ◆ 家庭や地域の教育力の向上、青少年の体験活動や交流活動の充実、ボランティア活動への参加促進、青少年育成団体や指導者の育成・支援に努めます。

《施策の展開方向》

(1) 青少年健全育成活動の充実

- 「青少年育成町民会議」及び「青少年育成推進員会」の活性化を図るとともに、青少年の健全育成に取り組む団体等を育成・支援しながら、学校・家庭・地域・行政が一体となったネットワークづくりを進めます。
- 健全な社会環境をつくるために、関係団体を中心とした非行防止や有害図書の浄化等に関する活動、地域における声かけ運動やあいさつ運動を進めます。

(2) 家庭・地域の教育機能の向上

- 家庭教育に関する講座・教室等の開催をはじめ、広報・啓発活動や相談・情報提供等の活動を通して、家庭における教育機能の向上を図ります。
- 地域の教育力を生かした活動の発掘・支援に努め、地域における教育機能の向上を図ります。
- 子どもの可能性を引き出し伸ばすため、学校外活動における子どもの学力・資質向上の機会を確保する環境の整備を行います。

(3) 青少年団体の育成と体験・交流活動への参画促進

- 子ども会、青少年団体等の育成・支援に努め、講座や各種教室の開催等を通して各団体のリーダーの育成を図ります。
- 青少年にとって魅力ある体験・交流活動を充実させ、地域活動及びボランティア活動への積極的な参画を促進します。

6 国内外との交流活動の推進

- ◆ 町の豊かな自然や貴重な歴史・文化、農業資源等を生かし、国内における他地域との交流を促進し、地域の活性化に努めます。
- ◆ 今後さらに進展していく国際化に対応するために、グローバルな感覚を養う交流活動を積極的に推進し、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

《施策の展開方向》

(1) 地域間交流の促進

- 友好協定を締結している宮城県涌谷町とは、当町の豊かな自然環境や農業資源及び宿泊施設等の特性・資源を生かしながら、行政と関係団体と町民が一体となった交流活動を展開します。
- 県内に限らず、東北・全国に視野を広げ、学校教育及び生涯学習の場においても交流の糸口を探り、地域の活性化につなげていきます。

(2) 国際感覚豊かな人材の育成

- 外国語の教科化に伴い、国際理解教育専門員の積極的活用により、学校教育における外国語教育や外国語講座、国際理解を深める事業の充実を図ります
- 国や県等の国際交流事業の情報提供等を行うことにより、国際交流活動の促進に努めます。
- 小中学生及び青少年の異文化交流事業を推進し、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

(3) 国際化に対応したまちづくり

- 外国人が住みやすく、訪れやすい環境づくりに向け、外国語版のパンフレット等の作成及び外国語観光案内人の育成等について検討を進めます。
- 大石田を訪れるもしくは定住する外国人に対して、役場窓口や観光関連施設における分かりやすい対応の充実を図ります。